

われわれのアーカイヴズ

富永 一也†

1 はじめに：本稿の目的と方法、及び組織における理念の重要性について

1.1 目的

このエッセイは、筆者が、京都大学大学文書館の主催する「大学アーカイヴズに関する研究会」の招きに応じて行った報告「われわれのアーカイヴズ：公文書館の精神を求めて」をベースに、大幅な加筆、削除、及び修正を加えたものである(第2回研究会、2002年12月)。同研究会は、京都大学大学文書館の設置目的の一つである「調査研究」の一環として発足したものであり、「大学アーカイヴズの理念および今後の課題」について研究するプロジェクトもそのひとつの活動だということである⁽¹⁾。

筆者は、県立の公文書館に勤務していた経験はあるが、大学アーカイヴズと直接の関わりを持ったことはないし、背景的知識もあまり持ち合わせていない。それで、これは管見の限りにすぎないのだが、大学アーカイヴズをめぐる問題は、地方公共団体のそれと共通する理念上の問題を抱えているように思える。ひとつは、アーカイヴズと歴史研究(編纂)との関わりについてであり、もうひとつは、いわゆる「古文書」をアーカイヴズの対象として積極的に位置付けるのかどうか、という点である⁽²⁾。

このエッセイの結論を先にいってしまえば、アーカイヴズは、歴史研究や編纂を目的とした機関では

ない、ということである。つまり、歴史資料それ自体を目的として収集したり、それによって歴史研究を行ったり、または、年史(地方公共団体であれば「県史」や「市町村史」)編纂資料の保存をはかるためのものではない。また、それと関わってくるが、そもそもアーカイヴズは、組織記録を対象としているのであって、外部から「古文書」を収集するのは本質的な役割ではない。この見解は、特に目新しいものではなかろう。アーカイヴズの必要性(この場合は大学アーカイヴズ)を「歴史研究以外のところから本来は求めなければならない」とした九州大学75年史編集委員会小委員会の提言が出されたのが1991年であるから、それからすでに10年以上が経過している⁽³⁾。しかしながら、本誌の前号(『京都大学大学文書館研究紀要』第1号、2002年11月)において九州大学大学史料室助教授の折田悦郎氏が、「年史編纂事業とアーカイブの活動を切り離して考えてみる」必要性を指摘し、また、「大学アーカイブは、古文書を利用して(学部講座等でなされているような)一般の歴史研究を行う組織ではない」と強調しなければならなかったところをみると、アーカイヴズ理念についての合意は、いまだに形成されていないと見てよいのだろう⁽⁴⁾。京都大学大学文書館助教授の西山伸氏も「そもそも大学におけるアーカイヴズとは、何をするとところなのか、どうい

† 沖縄県立図書館資料課長

理念を持つべきなのか、実は議論はこれからなのではないかと思われる」と指摘する⁽⁵⁾。理念をめぐって統一見解が無い状況は何も大学アーカイヴズに限らない。地方公共団体のアーカイヴズをめぐっても同様の状況がある。また、広く「アーカイヴズ」一般についてもそうだといえる。われわれがアーカイヴズについて論じるとき、「公文書館」「文書館」「史料館」「古文書館」などと、定訳がないのは、その証左であるといえる⁽⁶⁾。

本稿は、大学アーカイヴズとは何か、どうあるべきか、という問いに直接答えることを目的にしてはいない。そのかわり、「アーカイヴズ」の普遍的理念(あるいは概念)について検討し、提示する。

1.2 方法

地方公共団体の場合であれば、公文書館法という法的枠組みがすでに存在しており、地方公共団体のアーカイヴズはどうあるべきか、という理念問題に対し、法的アプローチによる議論をすることも可能である⁽⁷⁾。しかしながら、大学アーカイヴズをはじめ、法的整備がなされていない非政府系のアーカイヴズ(government archivesに対してinstitutional archivesと称すべきもの)の場合、その方法は取れない。また、逆に、これから法的整備をすすめるとしても、アーカイヴズ概念をしっかりと確立していないことには、法から演繹されるアーカイヴズ像自体が疑わしいものになってしまう。これははからずも、地方公共団体のアーカイヴズ理念の問題に対する、法的アプローチの限界をも示している。というのも、アーカイヴズの普遍概念が措定されるとして、これと公文書館法に規定するところの公文書館が一致しているかどうかは、別途検討を要する問題だからである。つまり、公文書館法に表現される公文書館概念は、条文の解釈面での論争は差し置くとしても、このままでは「公文書館法がいうところの公文書館」の概念にすぎないのであって、それを無条件に大学アーカイヴズを含めたアーカイヴズ一

般に援用できる、とは論理的にはいえないのである⁽⁸⁾。そこで、本稿では、まず、ICA(国際公文書館会議)やアメリカ・アーキビスト協会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会といった団体のアーカイヴズ定義や、いくつかの英文文献に見られるアーカイヴズ定義等を俎上にのせ、その問題点を検討する。「いくつかの」という表現でおわかりのように、拙論は徹底的な文献調査の上に成立した批判を展開するのではないことをお断りしておきたい。率直にいえば、立論に必要な分を用いたに過ぎない。本稿は、そういう意味では、セオレティカル(理念的)な色合いを印象として与えるであろう。しかし、ある種のアーカイヴズ定義が抱える論理的矛盾は、実証的プロセス無しに指摘可能だということも小論で示しておきたい。ただし、これは一種の消去法とならざるをえない。ところが、消去法のみでは、「アーカイヴズとは、～ではない」という否定形の理念しか出てこないであろう。そこで、それを避けるために、アーカイヴズ概念の原型と変容の問題を、現代日本の状況に触れつつ、また、Schellenberg(シェレンバーク)とJenkinson(ジェンキンソン)という20世紀アーカイヴズ界の二大巨頭の比較を中心に検討し、さらにアーカイヴズの歴史的側面、そして今後アーカイヴズが発展するための戦略的考慮などを援用し、肯定形の概念を提出することとしたい。

1.3 理念の重要性について

組織において、理念と実践とは切り離すことのできない、組織活動の盾の両面である。どちらかを重視し、どちらかを軽視してよい、というものでももちろんない。本稿は、アーカイヴズの理念を明らかにしようとの試みである以上、理念の重要性について強調するが、それは、実践の重要性を軽視している、ということではない。どちらもしっかりとこそ、組織の維持・発展がある。理念は組織の目的を明確にし、実践はその目的を実現するための手段である。理念なき実践は、恵まれた時代においては

放恣に流れ、試練の秋には組織を没落・解体へと追い込むであろう。しかして実践なき理念は、そもそも組織存在自体を潜在性、抽象性の域に押し込める。しかしながら、ここで明確にしておきたいのは、理念が混乱したままの実践は、弊害が大きいということである。理念が明確で、しかもそれが社会的にも切に求められていながら実践の歯牙を欠く、というのであれば、それは不作為の罪である。社会はその組織に見合った資源(人材や予算)を与えるがよからう。ところが、組織として十分な資源を持ちながら組織理念がきちんとしていないために、本質的かどうか疑わしい事業に邁進する、というのは作為の罪であり、こちらのほうは人材を無駄遣いし、税金や社会的資源を費消する分、罪が重い。

意思決定論のすぐれた著者、印南一路氏の定義を借用すると、組織とは、「共通の目的を持った人々の、意識的な分業と協業を行う仕組み」である⁽⁹⁾。この場合、理念とは「共通の目的」を明らかにするものであろうし、その目的を達成するための実践が「分業と協業」を通じて具体化されるといってよからう。理念が混乱しているところに適切な分業と協業もありえない。県立の図書館に勤務する筆者の身近な例でいえば、最近、公立図書館界が図書館サービスにおける「指標」及び「数値目標」の作成に通り組んでいる⁽¹⁰⁾が、この作業において最も重要で、最初に行わなければならないのが、公立図書館理念の確認なのである。単純に蔵書冊数や、入館者数、図書貸出冊数などを数値目標としてかけたところで、それが公立図書館の目的の達成にいかなる貢献をするのか、という理念的(いわば質的)問題が必ず次に控えていて、これから免れることはできない。結局、組織目的がきちんと遂行されているかどうかの検証は組織理念に拠るしかない、ということなのである。

これまで県立の公文書館及び県立の図書館で勤務してきた筆者の経験や観察からすると、組織理念の混乱や退廃、あるいは欠如によって、以下のよう

な事態が招来される恐れがある。

1) ルーティン業務の自己目的化

ここでは、ルーティン業務を「類型化され、その処理について事前に意思決定がなされている業務」としておこう。もともとその業務をルーティン化するには、組織理念なり、目的なりが意識され、意思決定が行なわれることが本来のあり方であるはずだが、ルーティン業務が長年繰り返されるうちにそれが忘れられてしまうことが多い。特に、そのルーティン業務に一定の予算や人が経常的に充てられている場合、それが自己目的化してしまい、予算の執行のための業務、担当者の業務遂行のための業務と化することがある。例をあげると、アウトリーチプログラム(展示会や講演会など、外部への利用普及をめざす事業)において、「講演会を3回分開催できる予算があるから、3回分のテーマや開催時期などを決めなければならない」、「予算執行にあたっては、前例に従ってやり方を考えよう」といった態度は明らかにルーティンが目的化していることを示している。あるいは、資料購入などでも、何が必要か、なぜ必要か、といった吟味よりも、とにかく手持ち予算の執行に汲々とするといった場合も、ルーティンが自己目的化する例である。

2) オポチュニズム

前述の印南氏も指摘しているが、組織の構成員は、多様な欲望を持っている。それぞれが利己的に行動し、それが組織目的と合致していれば問題はない。しかしながら、組織理念が明確でない場合には、機会主義的行動(オポチュニズム)がはびこることとなる。筆者の経験した例でいえば、本来のだが地味な業務から、非本来的だが、マスコミなどを通じて一般に喧伝できるような業務(つまりは「派手」な業務)に、組織の資源を割くといったことが、理念が不徹底なほど行われやすい。アーカイヴズが、組織記録をケアすることは、地道で目立たなく、したがってニュースにもならないが、人目を引くめずらしい資料などが寄贈されればローカル新聞やテレ

ビなどで大きく取り上げられる。本来成すべきにもかかわらず成されなかった業務は目に見えず、成すべきではない業務であっても成した場合は目に見えるので、オポチュニストの業績リストを長くしてくれるのである。特に、組織内のオポチュニストが、職階において上位のクラスであればあるほど、その組織のこうむる損害は大きい。

3) 志気(モラル)の退廃

組織にとって理念が大切なことはいうまでもないが、その組織に属する一人一人の実務家にとっての理念は、また別の意味で大切である。筆者はかつて理念について、「日常の業務に圧倒されながら、一見ばらばらにも思える個別レベルの業務の間に、さらに上位の概念を設定することによって自分の職務——それはときに身を削るような献身を要求する——のひとつひとつに何か価値序列をつけたい、つまりは全体としての職務そのものの意義を見出したいというあの根本的な欲求」として言及したことがある⁽¹¹⁾。人間は、自分の行動に絶えず意味を求める動物である。理念の明確化は、実務家の志気(職務意識、といってもよい)をたかめ、困難な仕事に立ち向かう勇気とエネルギーを供給する。志気の高揚は、組織の不正を自らただす倫理観の源ともなる。逆に理念が不明確、あるいは恣意的だと、志気=職務意識は減退、退廃する。職務意識が退廃するところ、組織成員の動機付けは失われる一方、前述の機会主義に対する誘因は増大し、共通目的に向かつての組織活動は低迷、問題は見過ごされるか、先送りされる。また、放置しておくやがて重大な事態を引き起こすであろう問題に対し、何ら手を打たずに静観することすらあり得る。公文書館や図書館といった機関であれば、どのようなことが起きるだろうか。おそらく、資料整理や保存、職員の研修といった、地味で目立たず、完成に特定の期日が指定されているわけではないが組織の根幹的な業務がだんだんと等閑に付されることになるだろう。未整理の資料は書庫をゆっくりとしかも着実に満たす。貴

重な資料は適切な保存措置を施されないまま徐々に朽ちる。施設はメンテナンスが不十分なままに老朽化し、職員の質は低下、人事はよどむ。つまり、モラルの退廃はモラル・ハザード(道徳的危機)をも招くといつてよいだろう。それでも、経済が拡大基調にあって、予算全体のパイも拡大していれば、退廃は目立たない。しかしながら、昨今のように財政事情が逼迫し、シーリング(予算を対前年度一定比率で一律に削減していくこと)が常態になってくると、もはや組織に現状維持はありえない。理念を固め、志気を高めて財政当局等に対し事業をディフェンドし、機会あらば攻勢に出るか、さもなくば毎年のシーリングのもとに急速に事業を縮小、没落していくか⁽¹²⁾。実際に、いま多くの図書館が行財政改革の中で危機に立っている。確実にいえるのは、予算獲得のプロセスで、事業を正当化するのは理念であり、しかも、当局のほうも、予算要求側に対して最も強く要求してくるのは理念なのである。理念は、とくに税金で成立している公立図書館のような公的サービスにおいては、独りよがりのものではなく、納税者を納得させられるだけの社会性を備えていなくてはならない。そして、理念の構築、確認という知的負荷の高い作業を支えるのが職員の志気なのである。

4) 「単純ニーズ論」への逃避

ここ2、3年、社会的な議論になっているのが、公立図書館のベストセラー本大量購入問題である⁽¹³⁾。確かに、利用者の要望に応えることを至上命題とし、いわゆる「貸出し中心主義」的発想のもとに多くの図書館が運営されている現状があり、著作権者が、大量の複本が無料で大勢の利用者に貸し出されることの遺失利益について危機感を募らせるのも無理はない。これに対しては、「図書館の本を借りる利用者は、そもそも自分では買うことはしない」、「図書館は読者を育てることで、じつは出版業界にも寄与している」といった反論もある(この二つの反論は、互いに矛盾しているのだが)。ただし、本

稿では、それらの言い分の正否について立ち入っては論じない。そのかわり、利用者のニーズに応えることを無条件に良しとしているかのような図書館側の風潮について、理念欠如の問題の一例として触れておきたい。

利用者の要望に応える、また、その結果としての貸出し冊数という数字が、その図書館の存在意義にもかかわることとして強く意識される傾向がある。大義名分としては、「利用者の知る権利、知る自由を保障する」という観念がある。これによれば、利用者の欲する本を購入するのは知る自由の保障であり、また、単に購入するだけではなく、それがベストセラーなどの需要の大きな本であれば複数購入すべき理由は、利用者を待たせることは、利用者の知る権利を侵害することになるからだ、という論理なのである。確かに、「知る権利」については、憲法上の権利として確定しているかどうかは別として、この10年余にわたる情報公開の流れの中ですっかり一般に定着してきた概念だといえる。しかしながら、その場合の知る権利とは、行政の透明性やアカウントビリティを保証するため、住民の求めに応じて情報公開を行うことについて用いられている概念であって、すでに公刊されている情報は対象とならない。つまり、出版物などははじめから除外されているのである。また、知る自由も、憲法上の表現の自由に付随するものであって、図書館が利用者を待たせないために複本を購入する行為とは何ら関係がない。

そもそも、公立図書館は、社会教育法に基づく社会教育機関であるから、社会人に対して教育的効果のあると思われる一定レベル以上の図書を注意深く選定して購入する必要がある。しかしながら、そのためには、社会教育の理念をつねに社会状況に照らしながら館の運営を行っていかねばならないし、出版情報の収集や出版物の質的吟味など、職員のスキルも常に磨いておかねばならない。つまり、高い知的付加価値を生み出すための不断の努力が要求

されるのである。一方、単に住民からのリクエストに応じて新刊本を購入するのであれば、知的負荷は低い。リクエストを断ることをしなければ、住民に選書方針を示して説明をする機会もないため、確固とした理念は必要がない。しかしながら、そもそも、図書館が社会「教育」機関である以上、単純ニーズ論に走る前に、教育の理念を明確にし、それを住民との対話の中で検証していく必要がある。「貸出し中心主義」＝「利用者中心主義」は、一種の思考停止である。その真の罪は、民主主義を装いながらその実住民のさまざまな要求と直接対決することを避け、そのことにより、住民との真の対話の機会を奪っていることであろう。図書館の複本問題の背景には図書館の理念的危機がある。精神が不在なまま手足が動いているのであり、これはアーカイヴズにおいても容易に起こりうることである。

2 定義上の問題

2.1 アーカイヴズ定義は時空を超えるのか

「アーカイヴズ」の定義を検討することは、「アーカイヴズ」の理念を構築する上で重要であるが、実際にはかなり困難な作業である。第一に、英語で「アーカイヴズ」、フランス語で「アルシーヴ」、ドイツ語で「アルヒーフ」、中国語で「档案馆」などといっても、各国の歴史や制度が違うので、これらは正確には全く同じものを指しているとは限らない。たとえば、公的記録とアーカイヴズが同じ意味を持つヨーロッパ的なアーカイヴズ概念と、歴史的古文書の伝統を取り込もうとしたアメリカのアーカイヴズ概念とは、その意味する範囲が違う⁽¹⁴⁾。カナダでは、国立公文書館長を務めたJean-Pierre Wallot(在任期間：1985-1997)の言を借りるならば、「歴史の偶然」により、公的記録と私的記録をあらゆるメディアにおいて収集するという全的アーカイヴズ(total archives)が発展した。カナダの国立図書館と国立博物館は、1950-60年代に国立公文書館(the Public Archives of Canada)から資料を

引き継いで成立したものである⁽¹⁵⁾。中国語の「檔案」を一律にアーカイヴズと訳すると、本人がその内容を決して見ることのできない人事档案などもアーカイヴズということになる。公開をアーカイヴズの重要な原則とする論者には違和感がある⁽¹⁶⁾。

次に、これは言葉というものの一般に共通することであるが、それが指すものは時とともに変化する。古代ギリシアで「アルケイオン」といわれていたものが「アーカイヴズ」の語源であるとはよく指摘されることだが、語源と語義は一応区別しておかねばならない。古代ギリシア人の「アーカイヴズ」概念は、現代人のそれとは違っていたかもしれない。古典期アテネの「公的記録とアーカイヴズ」について著したJames P. Sickingerは、そのような問題をよく承知していて、自著の冒頭でわざわざつぎのように断っている⁽¹⁷⁾。

現代のいくつかの定義によれば、文書や記録は、もはや現用ではなくなり、しかも長期的、恒久的な価値を有すると判断されてはじめてアーカイヴズ資料として適格であるということになる (become archival) …現代の文書や記録のすべてがそのような恒久的価値を持っているわけではないので、すべての文書や記録がアーカイヴズ資料として認められるわけではない、と。この定義に従えば、アテネ人や他の古代民族が、現用と非現用の記録の区別をしていたかどうかは明らかではない以上、古代のアーカイヴズについて云々するのは、時代錯誤ということになるのかもしれない。

しかしそれではせっかくの著書も無意味になってしまうので、Sickingerは次のように続けることで、想定上の批判に反論をした。

…アーカイヴズ用語は完全に普遍的とはいえないし、そもそもアーカイヴズ(という語)は、より広く、公務員や公的機関が作成あるいは収受した時点における文書や記録に対して、たとえそれらが現用であったとしても、適用でき

るのである。拙論において、アーカイヴズという用語は、こちらの、より広い方の意味において用いられるであろう。

確かにSickingerのいうとおりで、アーカイヴズ入門書を編んだBradsherなども、『歴史』について、いかなる時代においても全ての歴史家に受け入れられたいかなる唯一の定義も存在しなかったように、すべてのアーキヴィストを満足させ、あるいはすべてのアーカイヴズ機関に奉仕するいかなる唯一のアーカイヴズ定義も存在しない」と述べ、記録とアーカイヴズに区別をつけないフランスの例を、所定の手続きを踏んだ上で記録がアーカイヴズと認められる米連邦政府のそれと対照している⁽¹⁸⁾。どうやら、われわれは、アーカイヴズを論じるにあたって、その定義を自明のこととして議論に入るかわりに、「自分がこれから論じる『アーカイヴズ』は、これこれしかじかという意味範囲において有効である」などと、断り書きをしなければならない現状にあるようだ。大濱徹也氏(註(16)参照)の言葉を借りれば、「それぞれの国のアーカイヴズというものには、それぞれの国の歴史が凝縮されている」ということになる⁽¹⁹⁾のだが、さらにそれぞれの国の中でもアーカイヴズのあり方をめぐって論争があったりする⁽²⁰⁾。だが、本稿の趣旨からすると、「それぞれで勝手にアーカイヴズ定義をするべし」というあきらめの結論を出すわけにもゆかぬ。アーカイヴズの普遍理念、あるいはコア(核)となる何ものかを提示しなければならないのだ。

2.2 いくつかの定義を俎上に載せる

Bradsherのいうように、斉一的なアーカイヴズ定義が存在しないのであれば、例えば、アーカイヴズの国際機関であるICA(国際公文書館会議)は、どのようなアーカイヴズ定義をもってさまざまな国々の多様な人々の数多のアーカイヴズ理解と調和させているのであろうか。見てみることにしよう。ICAのアーカイヴズ用語集1984年版は次のように

“archives”を定義する。

(1)その作成(creation)に責任を有する者又はその後継者が自ら使用するため、又はそのアーカイヴズとしての価値のために(2)の意味のアーカイヴズによって、選別されて又は選別されないまま、保護・保存されている非現用(non-current)の記録(records) (2)(1)の意味のアーカイヴズの取得(acquisition)、保護・保存(preservation)及び伝達(communication)に対して責任を有する機関(institution) (3)(1)の意味のアーカイヴズが保護・保存(preserve)されておりかつ参照のためにそれを利用できる建物又は建物の一部」(小林蒼海訳。「アーカイヴズ」ではなく、「アーカイブズ」となっているのは、原文の表記に従ったため)⁽²¹⁾。

じつにわかりにくい定義である。ただ、この定義がわかりにくいのは、翻訳のせいであるというよりも、むしろ定義自体が抱える構造的問題のせいであろう(ちなみに原文は註に示してある)。つまり、定義(1)は定義(2)に依存しており、定義(2)は定義(1)に依存している。さらに注意深く見ると、(1)の定義の中に「アーカイヴズとしての価値」という、いままさに定義しようとしている語そのものが顔を出していることがわかる。Bradsherは「唯一の定義が存在しない」といったが、ICAの「定義」は、定義と呼んでよいものかどうかさえ心許ない。

ICA定義よりさらに同義反復性の強い例が、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)の機関紙『記録と史料』(年刊)の表紙見開きに毎号掲載されている一文である。これも引用してみよう。

「記録(レコーズ)」とは、昔の木簡、古文書、金石文、絵図面から、今の公文書や私文書、マイクロフィルム、録音テープ、光ディスクまで、時代を問わず、およそ人間が記録してきたあらゆる情報を指しています。

「史料(アーカイブズ)」とは、記録(レコーズ)のうち、歴史的・文化的な価値のゆえに、

史料として永久に保存されるもの、あるいは保存すべきものを意味します。正確には「記録史料」というべきですが、語呂の関係で単に史料としました。

この定義とICA定義との大きな違いは、ICAが、記録の作成者(あるいは後継者)をアーカイヴズ資料生成の主体として条件付けているのに対し、その条件を取り去った点にある。結果、「歴史的・文化的な価値のゆえに、史料として永久に保存されるもの、あるいは保存すべきもの」というもうひとつの条件が相対的に重要性を増している。さらにICA定義が「アーカイブズの価値」というトートロジカルな表現で明確化を避けていた部分において、「歴史的・文化的な価値」こそがそれであると明記している。ここにおいて、この定義は、ICA定義の同義反復性を免れたように見えるが、じつはそうではない。続く「史料として」の部分において、やはり定義すべき語が姿を現しているのだ。一見、この問題は、「史料として」の部分から取り除けば解決するように見える。つまり、『史料(アーカイブズ)』とは、記録(レコーズ)のうち、歴史的・文化的な価値のゆえに永久に保存されるもの、あるいは保存すべきものを意味します。」とするのである。ところが、こうすると、また別の重大な問題が起ってくる。

ひとつには、「歴史的・文化的な価値」を誰がどのように判断するのか、ということである。価値の問題は、公文書館界において評価・選別上のアポリア(難題)としていまだ解決を見ていない。さらに、ICA定義では、定義間に相互依存性がある、という問題を抱えていたにせよ、アーカイヴズ資料とアーカイヴズ機関(事業)の二つがアーカイヴズ成立の要件となっていた。全史料協の機関誌における定義では、要件のうちの一つであるアーカイヴズ機関が定義に登場せず、資料としてのアーカイヴズが独自に存在することになる。仮に、価値の問題が解決したとするならば、「歴史的・文化的価値」のある

資料は図書館や博物館をはじめ、さまざまな公的組織、私的組織、個人の家などに見出されることになるのであろう。そうなると恐らく、機関としてのアーカイヴズを図書館や博物館、その他の組織や個人と区別することはできなくなる。実際には、それらの資料をアーカイヴズと呼んで他の「記録」から区別する必然性は全くなく、むしろ「歴史的に価値ある資料」、「文化的に価値のある資料」、あるいは短く「歴史資料」「文化資料」と呼ぶほうが常識に沿っている。しかしながら、これは機関としての「アーカイヴズ」の独自性にはつながらず定義には違いない。それを避けるために「史料(アーカイヴズ)として」⁽²²⁾という文言を挿入しようとするれば、また同義反復に陥ってしまう。「男性」を定義するのに、「人類のうち、男性的な諸特徴により男性であると認められるもの」というようなものである。「永久に保存されるもの」、あるいは「永久の保存すべき」、という文言によって図書館資料や博物館資料、その他の歴史資料・文化資料からアーカイヴズというカテゴリを区別しようとしても、問題は解決しないだろう。永久保存がどだい無理だから、という理由からではなく、「歴史的・文化的価値があって、永久保存すべきもの」という集合をAとした場合、非Aにあたる「歴史的・文化的価値があって、永久保存すべきでないもの」という集合が、実際問題としては無意味だからである⁽²³⁾。

2.3 規範主義か慣用主義か

さて、自らのアーカイヴズ理念を求め、アーカイヴズの定義を検討するわれわれが、ここで取るべき態度は大きくふたつあるように思われる。ひとつは、現在流布しているアーカイヴズの用法を調べ、その用法をできる限りにおいて全て網羅するような定義を考えることである。たぶん、いくつもの定義を列挙するという形になるだろうが、少なくともそのうちのどれかがそれぞれのアーキヴィストのアーカイヴズ像を満足させるはずだ。もうひとつは、諸

用法をむしろできるだけふりかけ、歴史的な用例にも照らした上で、特に新奇な用法については注意深くこれを排除し、残った中から普遍(不変)を抽出するよう努めてみることである。その結果、定義はより狭くなり、不満を持つ者も出ようが、これによりアーカイヴズの他の領域からの独自性は際立つ。議論の便のために、前者を慣用(用法)主義、後者を規範主義と呼ぶことにする。

常に変化してやまない「言語」の性質からすると、慣用主義を採用するほうが理にかなっているように思われる。そもそも辞書に載っているひとつひとつのコトバの定義は、そのコトバの用法を調べ上げて帰納したものではないのか。規範主義はそのことを忘れ、過去のある時点で辞書などに固定された用法を絶対として押し付けようとするものに見える。用法が変化したのなら、その語の意味が変化したということなのであって、それを認めないのは、いたずらに言語の持つダイナミズムを押さえつけ、有職故実に通じた「知識人」の特権意識や懐古趣味を増長させるものではないのか。そのような立論も可能かもしれない。いいかえれば、慣用主義が、多数の民意に従い、古めかしい定義をつねに更新しているという意味で民主主義的・進歩主義的ならば、規範主義はその逆で、反民主的・反進歩的であり、権威主義的であり、つまりは因循姑息である、というわけである。

しかしながら、筆者は普段において決して規範主義的な人間ではないが、ことアーカイヴズ定義の問題については、慣用主義を採るのは難しいと考えている。その理由のひとつは、近年の「アーカイヴズ」という語の用法の多様さにある。

William Maherは、1997年にアメリカアーキヴィスト協会会長に就任する際、つぎのように述べている。曰く、15年前に比べて、“archives”の綴りと発音を説明しなければならない場面はずいぶん減った。しかしながら、誤用は着実に増え続けており、もはやわれわれの手には負えなくなった。コンピュ

ータの専門家、ライブラリアン、広告のコピーライター、学者、新聞、そして電子メディアがこの用語を分捕って、ありとあらゆる形の情報収集を、実際には明らかに間違っているものでもアーカイヴズと呼ぶ…⁽²⁴⁾。

最近日本でも、「アーカイブ」「アーカイヴズ」という言葉が日常的に用いられるようになってきた。国立国語研究所が、外来語の言い換え提案(第2回)の中に「アーカイブ」を含めているのは、その証左といえるだろう。ほとんど使われることのない言葉ならば、そもそも言い換え語リストに載ることもないからだ。同研究所が行った『『外来語』理解率調査』⁽²⁵⁾によると、「アーカイブ」の理解度は8.0パーセントである。たとえば「ジェンダー」の10.0パーセント、「アウトソーシング」の14.2パーセントなどには及ばないが、「アカウントビリティ」の44パーセント、「メディア・リテラシー」5.3パーセントなどよりはずっと上である。「オンデマンド」(7.2パーセント)や「スカラシップ」(8.9パーセント)あたりと同レベルの理解度にあるといえてよいだろう⁽²⁶⁾。もっとも、「言葉の意味がわかる」と答えた人の比率を理解率としているので、実際にはどのような内容の「アーカイブ(ズ)」理解がされているのかはわからない。ちなみに、「デジタル・アーカイブ」の理解率(9.0パーセント)が、「アーカイブ」の理解率を1.0パーセント上回っているところを見ると、こちらの意味からの類推が行われた可能性もある。ともあれ、文化財のデジタル画像をインターネット上で公開したものをアーカイブと呼ぶことは、先に紹介したMaherの嘆きに拍車をかける現象であるといえよう。

Maherを困惑させたような「濫用」を体感したければ、インターネットで、「アーカイブ(ヴ)」、「アーカイブ(ヴ)ズ」、「archive(s)」などを検索してみるとよい。それこそ無数のページに行き当たるが、そのほとんどは、個人のホームページであり、そのページの過去のログを単に蓄積したものを「ア

ーカイブ(ヴ)」と称している例である。また、試みに、「アーカイブ(ヴ)」というタイトルのどのような出版物が出ているか、大手のオンライン書店などで調べてみるとよい。アーカイヴズについての専門的な書籍ももちろん検索結果として出てくるが、単に過去の言説を収録したものを「アーカイブ」と称しているものも多い⁽²⁷⁾。

そのうちに、アンソロジーや全集なども「アーカイブ(ズ)」の名称で出版されるのではないか、と思う。たとえば、『夏目漱石アーカイヴズ』などというふうな。また、テキストばかりでなく、音楽の分野でもこの傾向は確実に広がっている⁽²⁸⁾。このままいけば、やがていわゆる「懐メロ」といわれるジャンルは、「アーカイブ」という呼称で置き換えられるかもしれないと思われるほどだ。「アーカイブ(ズ)」用例の拡大は、映像の分野についてもいえる。特に、「NHKアーカイブス」の存在は、映像に限らず、これだけ一般に「アーカイブ(ズ)」という言葉が知られるようになった要因としてたいへんに大きいと思う。しかしながら、その命名については疑問がある。「NHK映像ライブラリー」、「NHK映像コレクション」などという名称(一昔前なら、そのように名づけたのではないだろうか)であれば、受け取る側はほとんど間違いなく、現にそれが果たしている機能を思い浮かべるであろうが、「アーカイブス」はどうであろうか。アーカイヴズについてある程度知識のある人間が、NHKアーカイブスについての予備知識を持ち合わせていない場合、そこにはその組織の記録が保管されていることを期待するだろうが、それがメディアに特化したものだとは思いつかないのではないだろうか⁽²⁹⁾。

2.4 言葉に支えられる同一性(アイデンティティ)の幻想

ところで、前章において“archives”という語に定訳がないことに触れたが、“archives”をうまく表現する日本語の訳語を探そうと試みる場合、じつ

はその深層においてあたかも“archives”という語が何らかの同一性を保証しているかのような措定がなされているのである。しかし、それを厳密に追究すれば怪しくなってくることは、本稿のこれまでの議論でも多少示されたのではないかと思う。ここで一般論として、言葉と同一性(アイデンティティ)の問題に少し触れておきたい。迂遠に見えるが、そのほうがこの問題のより広い理解に役立つと考えるからだ⁽³⁰⁾。

われわれ人間は、この世の事物・現象に名をつけ、それによって世界を理解している。事物や現象それ自体は、必ずしも連続体というわけではなく、それをネーミングすることはすなわち、人間の前に投げ出された世界の全体性を切り分ける(つまり、分節する=articulate)ことにほかならない。分節された事物・現象は、シニフィアン(表す音)とシニフィエ(概念)において同一性を措定されることになる。しかしながら、言語によって分節の仕方が違うことでわかるように、言葉の表す同一性に必然性や根拠はない⁽³¹⁾。また、事物や現象は時間を孕んで変転極まりないものであるから、シニフィエ(概念)は実質そのものではなく、事物や現象から時間を捨象した不変の何物かである、ということになる。すなわち、不変の同一性は、言葉によって担われているのであって、これを実質であるかのように見なすことは錯誤にすぎない。だが、いったんその錯誤をおかしてしまうと、ある同一の一般名詞で言い表されていることどもを無条件に同一性を持つものと見なしてしまいかねない。もちろん、筆者は、一般名詞の指し示す實在に、明示できる何らかの共通性があるということ自体に異議を唱えるものではない。だが、アーカイヴズに関して、前節で示したような状況がある以上、われわれが対象とすべきアーカイヴズ概念について、帰納的アプローチを取ることは厳に慎まなくてはならないと考える。それはなぜか。説明しよう。

「アーカイヴズ」とは何か、を検討するとき、わ

れわれは特定の機関のことを念頭においてそうするのではなく、類としてのアーカイヴズ、つまり個々のもの(個物)ではない、グループとしてのアーカイヴズを対象としている。アーカイヴズ一般について議論するのにたとえば沖縄県公文書館などといった特定の事例をえんえんと論じては仕方がない。アーカイヴズという類型を問題にしなくてはならないのである。ところで、この類型にあてはまらないアーカイヴズ事例が出てきたとしよう。たとえば、前節で論じたような事例——個人のホームページの過去のログをアーカイヴズと称する例——に行き当たったとき、帰納的アプローチを採るのであれば、これをアーカイヴズの定義に反映させ、定義の範囲を広げることになる⁽³²⁾。しかしながら、実務的な観点だけにしぼって考えてみても、アーカイヴズの意味が広がるたびにアーカイヴズ組織がそれに対応するわけにはいかない。対応すべきは、アーカイヴズ「名乗り勝手」の状況から、いかにアーカイヴズの範囲を確定し続けるか、という点である。ところが、もうひとつ問題を複雑にするのは、それでは、アーカイヴズの範囲を確定するにはどこに線を引けばいいのか、という基準、すなわち規範の問題である。ある種のアーカイヴズ用例を「濫用」と感じるためには、どこかに規範的類型があるはずだが、それはどのようにして獲得されるのか。そしてどのようなものなのか。これが本稿の大きなテーマである⁽³³⁾。「アーカイヴズ」という語は、そういう意味で注意深い検討が必要なのである。ただし、筆者の結論は単純で、組織記録こそアーカイヴズの源泉であり、アーカイヴズそのものでもある、ということになるが、それを示す道のりはそれほど単純にはいかない。読者にはもう少しおつきあい願いたい。次の章では、いよいよアーカイヴズの普遍理念をさぐる。

3 アーカイヴズ理念の攻防

3.1 Schellenberg対Jenkinson

アーカイヴズ学における二人の泰斗、アメリカの

Schellenberg (Theodore R. Schellenberg, 1903 - 1970) とイギリスの Jenkinson (Sir Hilary Jenkinson, 1882 - 1961) は、アーカイヴズ理念をめぐって鋭く対立していた⁽³⁴⁾。Jenkinson は、イギリスアーキヴィスト協会機関誌に掲載した書評で、当時出版されたばかりの、いまとなつてはあまりにも有名な Schellenberg の著書『現代公文書館：原則と技術』(Modern Archives: Principles and Techniques, Melbourne, 1956) を手厳しく批判した⁽³⁵⁾。

Hilary 卿の論難の原因は、Schellenberg が著書の中で、「モダンアーカイヴズ(現代公文書館)」の名のもとに提起したアーカイヴズ定義にあった。Schellenberg は著書で次のように述べていた。

ここまで見てきたように、さまざまな国のアーキヴィストが、「アーカイヴズ」という用語に異なる定義を与えてきた。…イギリスのアーキヴィスト Jenkinson も同様に、自分が関心を持つ、昔の公記録 (ancient public records) に引き付けてアーカイヴズを定義し、特にそのような記録にあてはまる取り扱い上の原則を發展させたのだ⁽³⁶⁾。

「アーカイヴズ」の最終的・究極的定義がない以上、それぞれの国の、個別の必要性に応じて定義を変更すればよい、と Schellenberg はいう。定義は、それぞれの政府の生み出す資料をアーキヴィストたちが効果的に扱えるようなものがよい。中世資料に基づいた定義は、現代記録を扱うアーキヴィストには合わないし、逆も真なりである。現代アーキヴィストは、自分自身の必要性に応じてアーカイヴズを再定義すればよい⁽³⁷⁾。

そして Schellenberg 自身はアーカイヴズをこう定義してみせた。

あらゆる公的、私的機関の記録で、参照や調査研究のために永久保存すべき価値があると判断されたものであり、アーカイヴズ機関において保管されているか、あるいは保管されるべく選別されたものである⁽³⁸⁾。

Schellenberg は、記録 (record) とアーカイヴズの違いについて、前者は行政的な理由により作成され、保存されているものであるが、後者であるためには、前者がさらに文化的な理由から選ばれて保存されることが必要だとした。つまり、記録の作成者にとっての価値ばかりではなく、非作成者にとっての価値が必要だというのである⁽³⁹⁾。

『現代公文書館』において Schellenberg が行った、以上のような概念再定義 (操作) について Jenkinson はつぎのように反発した。

率直に言ってこの定義の恣意的な性質には…強く反対である。アメリカでもヨーロッパでも、定義というものは通常、あたかも内側から流れ出るようなものであったし、(アーカイヴズの) 定義は、行政において用いられている文書の性質の分析に単純に拠ってきたのである。だからこそ、これらの定義をすべての範疇のアーカイヴズに適用することには何ら困難がなかったのである⁽⁴⁰⁾。

もちろん、文書が、ある早い段階で選別されるものであることは、Jenkinson も認めている。行政的な理由で、ある文書はくず籠へ行くし、あるものはファイルに閉じられて保管される。しかしながら、作成者以外の者にとっての価値、という視点を持ち込むと、廃棄のための基準など不可能になる。経験の教えるところによると、二人の同程度に優秀な歴史家が、廃棄と保存について、全く対立することがよくある。安全な廃棄基準などない、と Jenkinson はいう。そして、何よりも、個人の価値観が選別に入り込むことによって、アーカイヴズにとって重要な証拠性や不偏性 (impartiality) が失われてしまう。それはもはやアーカイヴズではなく、「コレクション」なのだ⁽⁴¹⁾。

Jenkinson は、さらに、従来の定義では「教会、企業、協会、組合、そして個人の家さえも」カバーされていたのだが、Schellenberg が、選別というプロセスを記録とアーカイヴズの間には挿んだことで、

選別を経ずに保管されているそれらの記録がアーカイヴズから除外されることになる、と警告した。確かに、Jenkinsonのいうように、Schellenbergは、上記の出処をアーカイヴズの源泉となることを認めながら、著書の中では、政府のアーカイヴズ以外には具体的な筆を及ぼしていないのである⁽⁴²⁾。しかしながら、Jenkinsonの抗議にもかかわらず、Schellenbergの再定義したアーカイヴズ概念は、その後半世紀にわたってアメリカのアーカイヴズ界に絶大な影響を与えることになる⁽⁴³⁾。アーキヴィストたちが、アーカイヴズの評価選別というアポリアについてときにひどく悩まされながらも、Schellenbergの唱導したアーカイヴズの文化的役割や歴史への貢献について疑わず、彼の提唱する informational value (情報価値)をいかに判定して選別をすればよいか、について思いをめぐらしているうちに、アーカイヴズ資料と歴史資料との区別は限りなくぼやけていったのだった。

3.2 理念家 Livelton 登場

カナダの Trevor Livelton が著した『アーカイヴズ理論、記録、及び公共』(*Archival Theory, Records, and the Public*)⁽⁴⁴⁾は、アーカイヴズ理念について検討する際の基本的文献であるといつてよい。彼はこの著の中で、記録(records)とアーカイヴズの定義を綿密に検討しているので、これに拠りつつ、議論をすすめたい。

まずは、Schellenbergの「記録」定義を見てみよう。

物理的形態や特徴に関わりなく、あらゆる公的あるいは私的機関が、法的義務を遂行し、あるいはその本来業務を行う関係上作成あるいは収受し、その機関の機能、政策、決定、手続き、運営その他活動の証拠として、あるいはそれらに含まれるデータの情報価値により、その機関または正当なる後継機関によって保存され、あるいは保存指定されたすべての本、紙資

料、地図、写真、あるいは他の文書資料⁽⁴⁵⁾。

こんどは、Schellenbergの前の世代も後の世代も含んだ論者たちのアーカイヴズ定義(「記録」定義ではない)を見てみよう⁽⁴⁶⁾。

行政体あるいはその職員によって収受もしくは作成された文書、図面、及び印刷物の総体であるが、ただし、その行政体や職員によって保管されることになっている場合に限る。(Muller, Feith, and Fruin, 1898)⁽⁴⁷⁾

公的、私的を問わず、行政あるいは執行業務の過程の一部として作成され、あるいは使用された[文書]であり、その後それらの業務に責任のある者(たち)自身、あるいはその正当な後継者たちにより必要な情報として保管されたもの。(Hilary Jenkinson, 1922)

機関や個人の活動により作成された文書の秩序ある蓄積物であり、それらの機関や個人の、政治的、法的、あるいは文化的目的の達成のため保存されたもの。(Eugenio Casanova, 1928)

あらゆる行政組織や団体や個人の機能や活動から自然に有機的に生じるすべての種類の文書で…参照のために残されているもの。(Michel Duchein, 1977)

さて、これらのアーカイヴズ定義は、多少の違いはあっても、ほぼ似たような線に落ち着いている。ところで、驚くべきは、これらの定義が、先に見た Schellenbergの「記録」定義とほとんど等しいということである。Liveltonの表現を借りると、Schellenbergは、「アーカイヴズを記録の一つの種類とすることで、アーカイヴズを記録から切り離れた」ということになる。そのうえで、Schellenbergは、アーカイヴズの再定義を行ったのだった。前節において引用したが、比較の便宜のためにもう一度ここに引こう。

あらゆる公的、私的機関の記録で、参照や調査研究のために永久保存すべき価値がある

と判断されたものであり、アーカイヴズ機関において保管されているか、あるいは保管されるべく選別されたものである。

ここでSchellenbergがトートロジー(同義反復)に陥っていることについては、今はさておくとして、アーカイヴズ再定義の意図がどこにあったのかを考えてみると、やはり、アーキヴィストのプロフェッションとしての独立性、重要性を強調したいということだったのだろう。行政的観点からではなく、歴史的、文化的な観点から行う評価選別(つまりは二次的価値の確定)を際立たせるという彼のスキームからすると、記録とアーカイヴズが同義であるような、伝統的なアーカイヴズ概念は邪魔になる。記録はアーカイヴズへと変容をとげなければならず、そのためにはアーキヴィストが必要である、という理論構成なのだ⁽⁴⁸⁾。

果たしてこの溝は埋まらないのか。アーカイヴズの普遍概念について、最低限の合意ラインを引くことはできないのだろうか。これについて、次節で検討する。そしてそれが筆者が本稿においてたてたアーカイヴズ理念についての問いに対する回答である。

3.3 アーカイヴズの基本理念

ここでもういちど、諸家の「アーカイヴズ」定義に戻ってみよう。そうすると、ここでわれわれは、これらにおけるある共通性に気づく。つまり、アーカイヴズとは、業務活動遂行上生じた記録なのである。Schellenbergはここからさらにプロセスをひとつ設けて、より狭くアーカイヴズを定義したが、いずれにしても、アーカイヴズの基礎は、記録にある。記録は、単なる文書ではない。記録管理学会は記録と文書の違いを次のように説明している。

「文書」と「記録」のもっとも大きな違いは、文書が単なる記録化された情報であるのに対し、記録は法的な義務の履行又は業務処理の証拠として作成保存されるもので、記録は基本

的に修正・変更をしてはならないという原則がある点です。「文書」≧「記録」の関係があり、一般的な文書の内、記録管理システム(Recordkeeping System)に組込まれたもののみが記録です⁽⁴⁹⁾。

前出のLiveltonも、文書が記録となるためには、保存管理される必要があると指摘している⁽⁵⁰⁾。アーカイヴズの普遍理念についての合意に至る道を照らすひとすじの光明がここにある。伝統的な(ヨーロッパ的な)アーカイヴズ概念に反旗を翻したSchellenbergも、Jenkinsonその他の理念家も、究極のところでは一致している。つまり、アーカイヴズとは記録、あるいは(Schellenberg説を採るならば)その一カテゴリーであり、アーカイヴズ管理は記録管理の別の謂なのである。それでは、第2章第1節「アーカイヴズ定義は時空を超えるのか」で触れた、古代ギリシアの記録はアーカイヴズなのであるか?『古典期アテネの公的記録とアーカイヴズ』の著者、Sickingerが気にしていたように、評価選別を経ねばアーカイヴズではない、というこの半世紀の間にアメリカで影響力を持ち続けた考え方を基準にすると、古代アテネにはアーカイヴズがあったかどうかは怪しくなる。そうではなく、伝統的な「アーカイヴズ=記録」的な枠組みを崩さずに、古代ギリシア、さらにさかのぼってエジプト、メソポタミアなどの古代文明を振り返れば、そこにアーカイヴズを見いだすのは容易なことだ。文明は記録管理を基礎に成立、発展するものだからだ⁽⁵¹⁾。このように、Schellenbergのせばめた枠をもとどおりに広げると、アーカイヴズ定義は時空を超える。古代文明の残した記録は、その作成保存が組織的に行われていたことが確認できれば、アーカイヴズなのである。現代中国の人事档案も、同様にやはりアーカイヴズである。記録管理によって残された日本の戦前の行政文書なども皆アーカイヴズである。アーカイヴズの役割について、それが一義的に歴史に奉仕すべきものであるかどうか、それとも行政的な

役割を強調するのか、議論がわかれるところだが、少なくとも、Schellenbergも含めて、論者たちは、それがその組織の記録管理を源泉としたものである、という点で一致している。アーカイヴズ理念は、その役割・使命といった目的理念の前に、まずはその出自・来歴において規定される概念であるということだ⁽⁵²⁾。

4 われわれのアーカイヴズ

4.1 アーカイヴズと記録管理

アーカイヴズの普遍理念を具現する必要条件である記録管理をベースにした事業を起こしたとして、この際、注意しなければならないのは、アーカイヴズ＝記録という普遍概念の定式を引き合いに出し、現在ある文書管理体制をもってこと足れり、とする議論が恐らく出てくるだろうことである。しかしながら、厳密には、文書管理と記録管理は異なる概念である⁽⁵³⁾。記録管理は、「証拠性と長期の歴史的保存性をも視野に入れ」⁽⁵⁴⁾ており、そこが、大学行政においても、地方公共団体や国の機関にしても、また、私企業においても欠けていた点であり、既存の文書管理をもって即座にアーカイヴズに代替し得るというものではない。このことは、誤解のないよう、強調しておきたい。もちろん、アーカイヴズ＝記録という普遍概念の定式があるからといって、アーカイヴズが必ずしも記録管理そのものを体現しなくともよく、たとえば現用文書は記録管理部門、非現用文書はアーカイヴズ、という分業を行ってもよい。しかしながら、いずれの構成を選択するにしろ、われわれのアーカイヴズは、組織の記録管理と強力に結びつく必要がある。少なくとも記録管理のあり方に大きく介入できるくらいの発言権が欲しい。ひとつには、電子政府構想などに見られるような、組織活動がデジタル化の波に覆われるこれからの時代、現用文書と非現用文書の境界線も無意味なものとなり、記録管理とアーカイヴズ管理が一体化する必然性があるからだ(「文書の移管」はもは

やペーパーの物理的な移動は伴わず、記録に対する管理権が概念的に移行するだけになるだろう)⁽⁵⁵⁾。もうひとつは、デジタル記録の永続性を保障するためには、フォーマット管理など、文書の作成以前から対策を講じなくてはならず、それを行うべきは、記録の永続性を第一義的にケアすべきアーカイヴズの役割であり、記録管理ばかりではなく、文書管理システム全体をデザインするくらいの権限と権威が必要なのだ。

4.2 アーカイヴズと文書館(もんじょかん)

本論の冒頭で、大学アーカイヴズの理念上の課題として取り上げた二つの問題、アーカイヴズにおける「古文書」の位置付けの問題、およびアーカイヴズと歴史研究や編纂との適切な関係について考察しよう。これは、大学アーカイヴズの課題であると同時に日本のアーカイヴズ全体の課題でもあるので、大学に限らず、より一般的、普遍的な問題として議論を進めたい。まずは、「古文書」の問題から検討してみよう。古文書といっても、字義は単に「古い文書」というにすぎないので、時間軸上における「古さ」の基準(たとえば、明治以前の資料を古文書と呼ぶなど)、あるいは文書の機能上の基準(現用でなくなった文書を古文書と称するなど)についての、一定の共通理解がないことには、なかなか議論が難しい面がある。しかしながら、アーカイヴズと古文書の関係が議論される場合というのは、たいていアーカイヴズは私文書を収集する機関であるのかどうか、という点に問題が収斂されるので、ここではアーカイヴズと私文書の問題に置き換えて論じることにしよう⁽⁵⁶⁾。

じつは、アーカイヴズ資料に私文書が含まれていても、何らおかしいことはない。アーカイヴズの普遍概念が扱われるところの「記録」は、組織がその業務活動上、作成し保存された文書のみならず、収受して保存された文書も含んでいる。その出自が私文書であろうと、いったんその組織の記録管理システム

に組みこまれてしまえば、それはアーカイヴズの源泉となるのである。都道府県のアーカイヴズには、たとえば陳情書などの私的出自のものが含まれているし、大学であれば、学長宛ての手紙などはその一例であろう。他にもたくさんあるはずであるが、要するにアーカイヴズは記録であればよいし、記録でなければならない。決して文書の生まれの公／私がその分水嶺になるものではない。また、「古文書」に話を戻すと、歴史の長いアーカイヴズ機関であれば当然のことながら古い文書＝古文書があるはずである。ただし、それは、同時に古「記録」（＝アーカイヴズ）でなければならない。古記録は、古文書には違いないが、古文書イコール古記録ではないことに注意したい。Jenkinsonは、「古文書のまわりをのんびりうろついていた」などと悪口をいわれたりするが（註(43)参照）、この場合の古文書はancient records、つまり古記録（＝古アーカイヴズ）のことをいっているのだから、決して古い文書全体を指しているわけではない。だからこそ、Jenkinsonは、アーカイヴズ資料の要件として、“unbroken custody”（途切れ無き保管）を強調した⁽⁵⁷⁾。また、「歴史古文書的伝統」（historical manuscripts tradition）と「公アーカイヴズ的伝統」（public archives tradition）を統合しようとした、と評されるSchellenberg（註(14)参照）にしても、公的出自の記録は、アーカイヴズ機関で保管され、私的手稿（manuscripts、日本語のモンジョ、という語感に近いものがある）は、マニスクリプト・コレクション、あるいはマニスクリプト・グループとしてマニスクリプト・レポジトリ（manuscript repository、手稿館）によって収集されるのだ、と言っている⁽⁵⁸⁾。

対象とする資料を、記録という枠組みではなく、たとえば文書、というふうによく取る機関であれば、その理念はもはやアーカイヴズのそれではカバーできない。そのため、マニスクリプト・レポジトリ、あるいは文書館（もんじょかん）といった、別の理念が必要である⁽⁵⁹⁾。もしも、その機関

が、地域性を強調したいのであれば、図書館法でいう「郷土資料」の概念に近くなるし、入館料を課し、かつ実物資料の展示に力を入れるのであれば、博物館法の傘下に入る方が運営上何かと都合がよからう。国の法律の後ろ盾も得、また理念的にも強化される。あるいは、「歴史」を前面に出し、歴史研究なども堅実にやりたいのであれば、「歴史資料館」を名乗ると周囲にもその機関の理念がわかりやすい。「文書」に特化した資料館を設立したいのであれば、「文書館」というネーミングもあり得るだろう。ともかく、いずれのケースであれ、無理して「アーカイヴズ」を名乗る必要はない。それよりも、明確な組織理念を確立し、財源、人材を求めて、事業の必要性を財政当局、あるいは広く社会一般にアピールし、さらには組織を発展させていく戦略や社会性を育てることの方が重要であり、それはアーカイヴズを名乗る、名乗らない、ということとは無関係である。

4.3 歴史研究とアーカイヴズ

アーカイヴズと歴史研究、あるいは歴史編纂との適切な関係とはどのようなものであろうか。歴史編纂、とくに年史の編纂に携わる人々で、必要な資料が失われていることを痛感させられた経験のない者はないといってよいのではないか。また、編纂のために収集した資料の散逸を恐れない者もないであろう。しかし、それは、アーカイヴズ設立の契機にはなったとしても、アーカイヴズの理念そのものを供給するわけではない。歴史認識、あるいは歴史叙述のための、過去の痕跡を提供するのが歴史資料だとすると、たしかにアーカイヴズはその有力な提供元のひとつではあろうが、唯一のものではないし、ましてやそのために設立されるものでもない。また、アーカイヴズを設立することで、組織文書が包括的に保存される、という期待があったとしたら、現実を前にしたとき、失望感に襲われるであろう。現在、記録の評価・選別、そして廃棄を行うことが、

公文書館の重要な業務とされているからだ。実際、Schellenbergなどは、その後の米国立公文書館における何百万メートルにも及ぶ公文書廃棄のプロセスに先鞭をつけたとされている⁽⁶⁰⁾。

歴史資料というカテゴリーの特徴は、それが客観的分類基準になじまないことだ。アーカイヴズ資料は、その出自によって規定されるから、客観的にその範囲を確定できる。しかし、歴史資料の場合は、それを利用する側の主観に根拠を置くので⁽⁶¹⁾、潜在的には、すべての過去の痕跡が、歴史資料になるとしてもよいのである。であるから、歴史叙述の目的をもって対象にアプローチするとき、アーカイヴズ機関や図書館、博物館などに行ってリサーチをしてもよいが、地面を掘って遺物を探すことや、人々にインタビューをすることなども歴史資料へのアプローチになるのである。アーカイヴズが保管する資料など、歴史資料の大海の、ほんの一滴にすぎない。アーキヴィストがヒストリオグラフィに通じるのは何も悪いことではないが、それは、アーキヴィストが組織規則や人事、法令に通じるべきである度合いより大きくはなからう。アーキヴィストは、クライアントとしての歴史叙述者をアシストするが、アーキヴィスト自身が歴史学を背負って立つわけではない。だから、歴史叙述とは肩肘を張ることなく付き合いさえよい。少なくとも、ライブラリアンほどの鷹揚な態度で、自らの使命に基づき、その職業的能力を開発していくとよからう。

5 結論：アーカイヴズの機能と目的理念

さて、アーカイヴズの普遍理念を、記録管理に拠って確立した後、問われるのは、アーカイヴズの目的理念である。自然発生的だったであろう、いにしえのアーカイヴズと違い、まずは事業の理念を確定しておかなくてはならない現代のわれわれにとって、アーカイヴズをどのように組織内、そして社会において位置づけるのかという問題は重要である。崩壊した旧ソビエトブロック諸国のように、政府が

抑圧的であれば、アーカイヴズも抑圧装置のひとつとして働く。アメリカのように、市民が政府を監視(モニター)することが国是となっているところでは、逆にアーカイヴズは政府の透明性を保障する重要なシステムとして機能することを求められる。アーカイヴズ機関が、国や時代を超えて、「記録」という普遍理念のもとに成立するにしても、それがいかに機能するのかという問題は、じつはきわめて社会的・政治的なものなのである。果たしてわれわれのアーカイヴズは、何を目的理念としていくのか？ それを考えるにあたり、留意しておかなくてはならないのは、目的理念と機能(ファンクション)との区別である。

現実のアーカイヴズは、さまざまな機能を果たす。たとえば、行政や組織の活動証拠を保存する機能、市民的権利を保障する機能、家系調査者や歴史研究者に情報を提供する機能、集団的記憶の源泉、など。それらすべてが目的理念になるのではない。機能には、はじめに意図しないものや主目的から派生するものがあるからだ。図書館の例で説明すると、図書館が、ある層の利用者に、「無料貸し本屋」「無料貸しビデオ屋」、あるいは一種の「ホームレスシェルター」などとして機能している事実をもって、それを図書館の目的理念とし、多くの資源を注入するならば、それはやがて事業を理念上の、そしてつぎには実際上の危機に陥れることになる。Jenkinsonは、アーカイヴズが歴史研究の場として機能する事実を認めていたが、帽子とウサギの比喩を用いて、アーカイヴズが歴史研究を理念とすることには反対した⁽⁶²⁾。それは、恣意的な評価選別により、記録の持つ証拠性や公正性を損なう、つまりアーカイヴズの普遍理念を危うくすることをJenkinsonが恐れたからなのである。

諸機能には、目的理念に沿った形で優先順位がつけられなくてはならない。また、あまりに具体性を帯びた機能は、理念にふさわしくない。それは、組織の具体的活動、あるいは施策として、より上位

の機能や目的理念に従わせるべきである。つまり、組織において、目的理念、機能(ファンクション)、活動(アクティビティーズ)の順に抽象度が高く、図式にすると目的理念を頂点とするピラミッド型になる。

ところで、大学アーカイヴズをめぐる議論で印象的なのは、大学アーカイヴズ設立の理念が、大学改革や大学の社会に対するアカウンタビリティと結びつけて語られていることである。これらは、目的理念たるにじゅうぶんな時代感覚と社会性を備え、しかも足下に諸機能を従える抽象性を具している。また、それ以上に、これらはすぐれた組織論、つまり組織発展の戦略でもある。そもそも、アーカイヴズ事業が、その組織の記録を対象とし、組織の興隆や衰亡とも関係するからには、アーカイヴズ理念論は、またすぐれた組織戦略論でなければならない。それからすると、このあたりに大学アーカイヴズ発展の鍵があろう。

[註]

- (1) 主催者による事前配布資料「第2回『大学アーカイヴズに関する研究会』開催にあたって」より(文責：京都大学大学文書館助教授西山伸、とある)。
- (2) 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」(『京都大学大学文書館研究紀要』第1号、2002年)参照。
- (3) 『九州大学史料の収集・保存について——九州大学史料室設置の提言』(九州大学75年史編集委員会小委員会、1991年4月)、10頁。この提言は、後に寺崎昌男、別府昭郎、中野実編『大学史をつくる』(東信堂、1999年)に抄録されたが、4章中の最終章(「本学における大学史料の収集・保存のあり方について」)のみの再掲載であり、大学アーカイヴズの一般的理念についての議論がなされている第3章「大学史料の収集・保存のあり方について」(本稿の引用箇所もそこに含まれる)は採

録されていない。

- (4) 折田論文のもとになった講演会での氏の主張に関連して、桜美林大学大学院教授・東京大学名誉教授の寺崎昌男氏は賛意を表したうえで次のように述べている。「大学アーカイヴズ論は、沿革史編纂始末論や歴史研究施設論ではない。大学改革論の一環として論じられ、実践されなければならない」。寺崎昌男「こういう日がやっときた——京都大学大学文書館の成長を祈って——」『京都大学大学文書館だより』第2号(2002年4月)、3頁。アーカイヴズの将来像が、「沿革史始末論」の延長上に投影されがちなのは、地方公共団体においてもまた同様であった。元和歌山県立文書館の龍野直樹氏が、編纂事業から文書館への移行論に対する根本的な批判を行ったことがあるので参照されたい。龍野直樹「自治体史編さん事業と文書館をめぐる一考察」『和歌山県立文書館紀要』第3号(1997年3月)。「沿革史始末論」批判論に共通しているのは、①資料を利用する立場(編纂)と利用に供する立場(アーカイヴズ)を明確に区別することで、アーカイヴズと編纂事業とを峻別する、②アーカイヴズ資料は、外部からも盛んに収集する編纂資料と違い、基本的に自らの組織の記録であるとする、③アーカイヴズの必要性を、たとえば組織改革や組織のアイデンティティ論、最近では情報公開やアカウンタビリティ論といった、歴史研究とは一線を画したところに求め、アーカイヴズの独自性を強調する、といった点であろう(余談ながら、地方公共団体と大学、というふうにも場も背景も異なりながら、それぞれのアーカイヴズをめぐる議論がある種パラレルな線を描いていることに筆者は感慨を覚える)。そういう目で見ると、1991年の時点ですでにこれらの主張を盛り込んだ九州大学「提言」の先見性は注目してよい。
- (5) 折田前掲(註(2))13頁及び西山伸「京都大学大学文書館——設置・現状・課題——」(『大学アーカイヴズの設立と運営——2001年度総会および全国研究会の記録 於神奈川大学——』全国大学史料協議会研究叢書第3号、2002年)、26頁参照。

- (6) 国立国語研究所の森本祥子氏は、“archives”には現在のところ、適切な日本語訳が見当たらない、と主張する論者の一人だが、その原因のひとつとして「文書館」という有力な訳語候補が、いまの日本において「非常に多様なあり方を許容するものになっているため」に理念についての問題関心が「なし崩し」にされている可能性を示唆する。これは、いわば受け入れ側の問題を指摘したといえる。「アーカイブズシステムの構築」(国立公文書館『アーカイブズ』第9号、2002年7月)、25頁。筆者は、その指摘に賛同するものであるが、それ以上に“archives”という語を使用している国々における理念の混乱、あるいは“archives”という語が獲得するに至った多義性(それを「濫用」と呼ぶかどうかは論者の立場による。ちなみに筆者は「濫用」と呼ぶ方の立場である)が影響していると見る。カナダのTrevor Livelton(後述。本稿第3章第2節の「理念家Livelton登場」を参照のこと)などは、「北アメリカのアーカイヴィストたちには、共通のアーカイヴズ理念がない」と述べている。
- (7) 筆者は、法的アプローチによって公文書館理念を明確にしようと試みたことがある。拙稿「公文書館論」(『沖縄県公文書館紀要』第3号、2001年)参照。
- (8) アーカイヴズ理念をA、公文書館概念をBとしたとき、両者の意味関係は理論的にいえば5通りある。AとBが等しい場合、AがBを包含する場合、逆にBがAを包含する場合、両者の間に何ら意味のつながりがない場合、そして一部意味が重なっている場合である。
- (9) 印南一路『すぐれた組織の意思決定：組織をいかす戦略と政策』(中央公論新社、1999年)、55頁。同著者の『すぐれた意思決定：判断と選択の心理学』(中央公論新社、1997年)も参考になる。
- (10) 平成13年7月に文部科学省が定めた「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の総則1-(3)「図書館サービスの計画的実施及び自己評価等」において、公立図書館はその社会的使命を達成するため、適切な「指標」を選定し、それに係る

「数値目標」を設定したうえで、その達成に向けて努めなければならない、とされている。

- (11) 拙稿「公文書館論」(註(6))序論。
- (12) ある年度の予算を100とすると、シーリング率が10パーセントの場合、5年後の予算は $100 \times (0.9)^5 = 59$ 、約6割に落ち込んでしまう。10年後には34.8であるから、ほぼ3分の1になる。シーリングによる予算減は、一度始まると何らかの手立てを講じない限り急激に進む。
- (13) 公立図書館が利用者の需要が大きいタイトルを複数冊(これを図書館では「複本」と称している)、往々にして数十冊単位で購入していることに対する批判で最も有名なのが、書誌学者のリンボウ先生こと林望氏のそれであろう(「図書館は『無料貸本屋』か」『文芸春秋』2000.12)。これに対する図書館側の反論もあるが(たとえば『図書館雑誌』2001.6の小特集「図書館は出版文化をどう支えるか」)、遺失利益の有無に対する実証的反証がないこと、さらに遺失利益が仮にあったとしても、それを凌駕するような図書館理念を提示できないことなどにより、筆者にはあまり説得力が感じられなかった。たとえば、図書館を、「国民の思想・表現の自由を体現するための『知る権利』を保障するための機関」と位置付けるのは、本文でも述べるように、あまりにも無理のある主張だ(西野一夫「小特集にあたって」前掲『図書館雑誌』411頁)。また、最近の報道によると、日本図書館協会の調査による全国推計では、人気小説が大量に貸し出されている実態が映し出されている(たとえば発行68万部の宮部みゆき『模倣犯 上』が37万回貸し出され、同じく34万部の桐野夏生『柔らかな頬』が30万回貸し出されたという(「『複本』問題で図書館調査」『琉球新報』2003.11.1)。ただし、日本ペンクラブが行った全国の公立図書館へのアンケート(2002年2月)の結果を見ると、すべての図書館が複本の大量購入を肯定しているわけではないことがわかる(<http://www.japanpen.or.jp>参照)。なお、この問題に関する最近の、著作権者の立場からの発言として、三田誠広『図書館への私の提言——図書館の現場』(勁草書房、2003年)がある。

- (14) 米国における用例では、個人資料(パーソナルペーパーズ)や、出処によらない収集物(コレクション)の類もアーカイヴズと呼ばれることがあり、またそのような資料を保存しているところ(マニュスクリプト・レポジトリ)を指してアーカイヴズと称したりもしており、歴史資料(ヒストリカル・マテリアルズ)とアーカイヴズと概念が論者によっては混然となっている観がある。アメリカのアーカイヴズ理論と実務の歴史についての著書があるRichard C. Bernerによれば、アメリカのアーカイヴズの理論と実務は、「歴史古文書伝統」(historical manuscripts tradition)と「公アーカイヴズ伝統」(public archives tradition——「公アーカイヴズ」はここではほぼ連邦政府や州政府など、「政府のアーカイヴズ」と同義で使われている)の二つの流れの影響を受けている。アメリカの公アーカイヴズ伝統は、ようやく20世紀初頭、アラバマ州立アーカイヴズの設立を契機としてその歴史を開始するのであるが(米国立公文書館の設立はさらに下って1934年)、それは、ヨーロッパで19世紀に発展したアーカイヴズの理論や実務に影響を受け、それまで歴史古文書とともに政府記録の収集・整理に適用されていた図書館的原則からの独立をはかり、歴史古文書伝統からの決別を成し遂げた。1950年代になって、この二つの伝統を再統合しようとしたのが、シェレンバーグであった、というのがBernerの議論である。Berner, *Archival Theory and Practice in the United States: A Historical Analysis*(Seattle and London: University of Washington Press, 1983), 1-7.
- (15) カナダにおいて、“total archives”(全的アーカイヴズ)という概念が生まれ、盛んに議論されるようになったのは近年のことであるが、カナダ国立公文書館(1912年公式設置)はその前身(農業省アーカイヴズ部門)設立(1872年)の当初からヨーロッパ的なアーカイヴズモデルは採らず、カナダに関する全ての資料を収集対象としたのであった。Jean-Pierre Wallot, “Free Trade in Archival Ideas: The Canadian Perspective on North American Archival Development,” *American Archivist* 57(Spring 1994), 383-387; Ian E. Wilson, “‘A Noble Dream’: The Origins of the Public Archives of Canada,” in *Canadian Archival Studies and the Rediscovery of Provenance*, ed. Tom Nesmith(Metuchen, N.J. and London: The Scarecrow Press, Inc., 1993), 61-84; Wilfred Smith, “‘Total Archives,’” in *Canadian Archival Studies*, *ibid.* p.141.
- (16) 1980年代はじめに朝日新聞北京特派員を務めた船橋洋一氏は中国の人事档案について、「国民は孫悟空のように遠くへ逃れたつもりでも、档案という党の手のひらから一歩も出られない」と述べている。ただし、20年余り前の報告であるから、現在も全く同様であるとは限らないが。船橋氏はまた、文化大革命の闘争において、档案が相手を葬り去る武器として使われる一方、すねに傷持つ者は、档案の抹殺をはかったことに触れている。権力闘争の武器となった档案は、多くの「単位」(職場)で盗まれたり、焼かれたりした。『内部(neibu)——ある中国報告』(朝日文庫、1988年)95-98頁。同様に、鐙屋一氏は、中国の人事档案が、「個別人身支配の道具」として機能していると指摘している。鐙屋一「近代中国における国家建設と档案工作」(歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』日本図書センター、1999年)、61頁。中国のよく整ったアーカイヴズ制度は、一見何ともうらやましく思えるが、そのコンテクストを抜きにして単純に論じられるものでもない。つまり、アーカイヴズは、それが属する社会制度の一部であるということを忘れてはならない。国立公文書館理事の大濱徹也氏は、ある講演で中国の人事档案制度に触れ、「…記録の管理というものは、国家の体質なり、あるいはその性格、まさにそういう点で言えば一国の政治文化を代弁している」と指摘した。大濱徹也「公文書館の責務と課題」(国立公文書館『アーカイブズ』第9号、2002年7月)、9頁。これは、中国に限らず外国の事例を参考に日本のアーカイヴズ制度のあり方を議論するとき、必ず念頭に置いておかななくてはならないことであろう。

- (17) James P. Sickinger, *Public Records and Archives in the Classical Athens*(Chapel Hill and London: 1999), 5-6.
- (18) James Gregory Bradsher, "An Introduction to Archives," in James Gregory Bradsher ed., *Managing Archives and Archival Institutions* (London: 1988) 3.
- (19) 大濱前掲(註(13))、10頁。
- (20) アーカイヴズのあり方をめぐる議論は、評価選別論という形で行われることが多い。アーカイヴズにおいてどういった記録を選別して保存するか、という問題が、つきつめればそのアーカイヴズ理念を直接表現することになるからであろう。代表的なのは、ドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)の連邦アーカイヴズ館長を務めたHans Boomsの評価選別論である。これは当時の東ドイツのアーキビストたちとの理念闘争の産物であったが、論文自体は後にドイツよりも北米において評判をとったようだ。Hans Booms, "Ueberlieferungsbildung: Keeping Archives as a Social and Political Activity," *Archivaria* 33 (Winter 1991-92)参照。
- (21) 原文は"(1) Non-current records preserved, with or without selection, by those responsible for their creation or by their successors in function for their own use or by an appropriate archives (2)because of their archival value. (2)An institution responsible for the acquisition, preservation and communication of archives(1) (3)A building or part of a building in which archives (1) are preserved and made available for consultation: also called archives archive(s) repository; archival depository(US)."となっている。Peter Walne ed., *Dictionary of Archival Terminology*(Muenchen, New York, London, and Paris, 1984). 小林訳は、小林蒼海「アーカイブスについて」(『北の丸』第20号、1998年)4頁による。
- (22) アーカイヴズに「史料」という訳語を充てるのは、「歴史資料」、あるいは「文献資料」という意味での「史料」と紛らわしく、また必然性も見出せないので、避けるのが賢明だと筆者は考える。

たとえそれを「記録史料」と言い換えたところで紛らわしさには変わりはない。元山口県文書館の梅村郁夫氏は、アーカイヴズを歴史研究に従属させてはならない、との立場から、『記録と史料』流の「アーカイヴズ」訳に、明確な論旨でもって異議を唱えている。「高校生向けの学習用国語辞典から、広辞苑(岩波書店)・日本国語大辞典(小学館)・国史大辞典(吉川弘文館)の類いに至るまで、『史料』を<歴史研究の材料となるもの>という意味合いで説明している。このことから『史料』とは、<歴史研究の材料となるもの>という概念が日本国民の間に定着しているものと推測される。こうした状況を考慮するならば、いくら『史料』という言葉に、前記のような意味を持たせても、日本国民一般には理解され得ないであろうし、また、混乱を招くだけである」「文書館は歴史研究者だけを対象としているのではなく、一般の国民・市民にもアーカイヴズが理解されるような訳語をつけるべきである。『史料』という訳語をつけると、一般の国民・市民は、文書館=史料館(歴史研究機関)という認識を抱いてしまい、アーカイヴズの理念に基づいた文書館の運営・発展のためにはマイナスである。『史料』という言葉だけは、決して訳語として使用してはならない。『史料』という言葉は訳語として使用することは、歴史中心主義の考え方につながり、文書館を『歴史研究の婢女』にしてしまうものである」。梅村郁夫「1990年代のアーカイヴズ理解について」(『山口県文書館研究紀要』第20号、1993年)、45頁、注記(3)参照。

- (23) 参考までに、アメリカアーキビスト協会の archives 定義を引用しておく。

1. The documents created or received and accumulated by a person or organization in the course of the conduct of affairs, and preserved because of their continuing value. Historically, the term referred more narrowly to the non-current records of an organization or institution preserved because of their continuing value.

個人または組織により処務上(in the course of

the conduct of affairs)において作成または受領された文書で、その継続的価値のゆえに保存されているもの。歴史的には、この用語は、より狭く、組織や機関の非現用記録で、その継続的価値のゆえに保存されるものを指していた。

2. The building or part of a building where archival materials are located; also referred to as an archival repository.

アーカイヴズの資料がある建物、あるいは建物の一部。

3. The agency or program responsible for selecting, acquiring, preserving, and making available archival materials; also referred to as an archival agency, archival institution, or archival program.

アーカイヴズの資料を選別、受入、保存し、利用に供することに責任を負う機関、あるいは事業。アーカイヴズの部局、アーカイヴズの機関、アーカイヴズの事業、ともいう。

A Glossary for Archivists, Manuscript Curators, and Records Managers. (Chicago; 1992) より。ここでは、資料としてのアーカイヴズと、機関としてのアーカイヴズの相互依存性は薄められている。ただし、資料としてのアーカイヴズと、機関としてのアーカイヴズの関係は多少不明確になっている。すなわち、文言上は、資料としてのアーカイヴズの中には、機関としてのアーカイヴズに移管されず、ただ保存されているだけのものもあるかのような印象であるが、はっきりしない。また、「継続的価値」という表現により、『記録と史料』誌に見られるようなアーカイヴズ定義上の価値の問題は緩和されている。ただし、「価値」判断の主体は不明確であり、また価値判断につきまとうアポリアは依然残る。

(24) William J Maher, "Archives, Archivists, and Society," *American Archivist* 61 (Fall 1998), 252 - 253.

(25) 国立国語研究所の資料(『『外来語』理解率調査』)によれば、調査語は269語、調査人数は13,590人、全国16歳以上の男女個人を母集団とし、

層化二段無作為抽出法を用いて平成14年11月から平成15年2月にかけて、調査員による個別面接聴取法により調査を行った。

(26) 筆者の実感としても、公文書館建設プロジェクトに従事しはじめた10年前であれば、道行く人々に「アーカイヴズ」の意味を尋ねても、99パーセントの蓋然性で、生まれて一度も耳にしたことがないという回答しかもらえなかったと思う。ここ3、4年で状況は劇的に変化した。

(27) たとえば、人気コメディアン過去の過去のお笑い記事を載せたと思われる『爆笑問題時事少年——流行と事件のアーカイブ——1999～2001』(集英社文庫)、論文摘録集とおぼしき『看護研究アーカイブス』(医学書院、全3巻)など。また、『ビーエムダブリュバイクス/アーカイブス』(ネコ・パブリッシング)はカタログ、『情報通信アーカイブ2002』は、情報通信分野における最近の用語集であり、これらはなぜ「アーカイブス」というタイトルを付与されているのか、これが誤用であるにしても、いかなる誤解をもって、つまり何を表すつもりでそのようなネーミングにしたのか、よくわからない。

(28) たとえばアマゾン・ドット・コムで“archive”を検索語にしてCDを調査すると、過去のヒット集などが出てくる。以前なら歌手名を付して「××グレート・ヒッツ」などというタイトルにしていたはずだ。

(29) 編集され、放映された映像のコレクションを「アーカイブズ」と称するのは、たとえていえば、編集され配布された地方自治体出版物を集めて「〇〇県アーカイブズ」と呼ぶのと似ている。ただし、この用法に必然性はない、と筆者がいくら思ったとしても、用法は成長し、拡大し、行き渡りつつあるのが現実で、それから目をそらすことができないということもまた冷厳な事実だ。『週刊朝日』の2003年9月26日号の「四冠王日テレ10年目の危機」という記事には、デジタル地上波放送とそれに伴う多チャンネル時代の到来に関連して、つぎのような「アーカイブ」用例が見られる。「視聴率だけを追いかけるのは、アナログ放送時代の

ビジネスモデル。これからは『アーカイブ』（保存記録）がテレビ局の経営を左右する重要な資産になります」「…テレビ局は、時代を経ても腐らず、繰り返し放映できる『古典』映像をどれだけ持っているかが勝負になる…」。

- (30) 「構造主義生物学」を提唱する生物学者の池田清彦氏は、分類学に言語学その他現代思想の知見を導入しつつ示唆に富んだ著作を発表しており、本稿の著者は大いに着想を得た。以下の議論は、氏の著書『分類という思想』（新潮選書、1992年）及び『構造主義科学論の冒険』（講談社学術文庫、1998年）に多くを負いながら展開するものである。
- (31) たとえば、虹は日本語では7色、英語では6色とされるが、2色の区別しかない言語もある。また、別の例をあげると、英語ではキョウダイについて、brother/sisterという、性別による分節しか行わないが、日本語においては、性別に加えて、兄／弟、姉／妹という長幼による対立軸も分節に持ち込まれることはよく知られている。池田清彦『構造主義科学論の冒険』（前掲）、65-66頁参照。
- (32) カラスの例にたとえると、「カラスは黒い」という言明は、白いカラスが一羽でも発見されれば反証されてしまうが、帰納主義は「カラスは黒いか白い」というふうに記述を広く書き直すことで対応する。池田清彦『構造主義科学論の冒険』（前掲）、31-34頁。
- (33) 類型論からすれば、アーカイヴズを名乗る非アーカイヴズがある一方、逆にアーカイヴズを名乗らないアーカイヴズもあることになる。古代メソポタミアやエジプト、古典ギリシアやローマといった古代史にアーカイヴズの源流を探る場合にはそのような規範類型が措定されていなければならない。また、近現代の例でいえば、イギリスのPublic Record Office（最近組織再編により、古文書委員会とあわせて国立アーカイヴズの一部門となった）は、アーカイヴズと名乗ってはいなかったけれども誰もが認める国立アーカイヴズであったし、アメリカのメリーランド州立アーカイヴズも、1984年の組織再編により、州政府総務部から知事直轄になるまでは、正式名をThe Hall of

Records（記録の殿堂）と称していた。京都外国語大学の彌永史郎氏によると、ポルトガルのコインブラ大学アーカイヴズでは、19世紀前半、二つの文書保管所を統合するとともに名称も旧来の“Cartório”に代わって“Arquivo”を正式に用いるようになったとのことである。彌永史郎「大学文書館の成立過程——コインブラ大学の場合——」（『大学史をつくる』前掲）。この場合、名称がArquivoに変わったとたんにコインブラ大学にアーカイヴズが出現したのではなく、その名称以前からCartórioの名のもとに存在していたと見るのが妥当だろう。

- (34) これはよく知られた事実であるが、日本においてはあまり紹介されていない。最近、この二人の思想的相違点について、よくまとまった論文が出たので紹介しておく。Reto Tschan, “A Comparison of Jenkinson and Schellenberg on Appraisal,” *American Archivist* 65 (Fall and Winter 2002): 176-195. 愚考するにこの論文（優れた学生論文に与えられるPease賞を2002年度に受賞）のメリットは、単に二人の巨人を対比したことにあるのではない（それは目新しいことではない）。そうではなく、彼らの思想的遺産が、アーカイヴズ資料に歴史的・文化的価値を見出そうとするシェレンバーグ理念の批判的継承者たち（たとえばドキュメンテーション戦略家たちや脱保管人派たち）と、アーカイヴズの真正性、証拠性を重んじる“neo-Jenkinsonians”（新ジェンキンソン派）の対立として、現代的な課題（たとえばデジタル化）と密接に関連しながら今日に引き継がれていることを、ともすれば感情を交えがちな論争の当事者としてではなく、第三者的立場から簡明に示したことにある。ただし、筆致からすると、著者のTschan（掲載誌には、ブリティッシュコロンビア大学の学生で、アーカイヴズ学修士課程2年次、とある）は、新ジェンキンソン派に同情的なのであろう（その点は本稿の筆者も同じである）。さて、さきほど論争が「感情を交えがち」だと述べた。たとえば、イタリア出身のカナダのアーキヴィスト、Luciana Durantiのシェレンバーグ批判（“The

- Concept of Appraisal and Archival Theory,” *American Archivist* 57 (Spring 1994): 328–351) は、Frank Boles(アメリカのアーキヴィスト、評価選別論についての著書がある)と Mark A. Greene(アメリカのミネソタ州歴史協会の古文書収集学芸員)の共著による反駁論文を生み出すこととなったが、Bolesらの書き出しの一文には明らかに情緒的な反発が読み取れる。「…もしも Durantiが正しいのならば、半世紀近い(アメリカの)アーカイヴズ思想は見当違い(irrelevant)だけでなく、じっさいに『アーカイヴズのアカウンタビリティ』をも裏切ることになるのだ」。Frank Boles and Mark A. Greene, “Et Tu Schellenberg? Thoughts on the Dagger of American Appraisal Theory,” *American Archivist* 59 (Summer 1996): 299.
- (35) Sir Hilary Jenkinson, “Modern Archives: Some Reflections on T. R. Schellenberg: *Modern Archives: Principles and Techniques - a Review*,” *Journal of the Society of Archivists*, I, 147–149, 1956. 筆者が参照したのは後に編まれた『ヒラリー・ジェンキンソン卿選集』である。 *Selected Writings of Sir Hilary Jenkinson* (Gloucester: Alan Sutton Publishing Limited, 1980): 339–342.
- (36) T. R. Schellenberg, *Modern Archives: Principles and Techniques*: Melbourne, 1956, p.15.
- (37) Ibid. 「中世資料に基づいた定義」というのは、Jenkinsonのことをあてこすっているのである。
- (38) Ibid., 16.
- (39) Ibid., 14. これが有名なSchellenbergのprimary value(作成原局にとっての価値)と secondary value(原局以外の部署と非政府系の利用者にとっての価値)である。Schellenbergのスキームを肯じえないJenkinsonのことを、Schellenbergは、どうせあの古い化石(an old fossil)のことだから、と片付けてしまったようだ。Tschan, “A Comparison of Jenkinson and Schellenberg on Appraisal,” 176–177.
- (40) Jenkinson, “Modern Archives: Some Reflections,” 341.
- (41) Ibid.
- (42) Ibid.
- (43) 一方、Jenkinsonについては、Schellenbergと違い、古文書のまわりをのんびりとぶらつくばかりで、現代における文書量の圧倒的な増加という問題には鈍感であった、というイメージが語られたりした。もちろん、Jenkinsonも、現代文書の肥大化の問題については頭を悩ませていたので、流布されたイメージは、実際とは違う。Tschan, “A Comparison of Jenkinson and Schellenberg on Appraisal,” 176.
- (44) Trevor Livelton, *Archival Theory, Records, and the Public*(Lanham, MD and London: Society of American Archivists & Scarecrow Press, 1996).この著作は、1991年に著者がブリティッシュ・コロンビア大学に提出した修士論文「公記録：アーカイヴズ理論の研究」がもとになっている。Liveltonの著作は、註(34)で触れたDurantiのSchellenberg批判の基礎になったし、同じ註で紹介したTschanの論文にもかなりLiveltonの影響が見られる。
- (45) Schellenberg, *Modern Archives* :16; Livelton, *ibid.*, 63.
- (46) Livelton, *ibid.*, 65. Liveltonの挙げるこれらの定義は、最後のDucheinのそれを除き、もともとはSchellenbergにより引用されているものである(*Modern Archives*, 12)。ただし、*Modern Archives*には、もう一人、ドイツのAdolf Brennekeの定義が引かれているのだが、なぜかLiveltonはこれを引用していない。Brennekeの定義は、他の論者たちと大同小異ではあるが、念のためにここに引いておく。「法人組織であろうとそうでない団体であろうと、その組織の法的あるいはビジネス活動から生まれでたペーパーや文書の総体で、過去についての典拠や証拠のために特定の場所に永久保存するべく意図されたもの」。Ibid., 12–13.
- (47) S. Muller(1848–1922)、J. A. Feith(1858–1913)、R. Fruin(1857–1935)は、オランダのアーキビスト。1898年に書かれ、1940年に英訳された『アーカイヴズ整理と記述のためのマニュアル』(俗に “the

Dutch Manual”——オランダ手本——という)の著者として有名。

- (48) Liveltonも、Schellenbergの意図を次のように解している。「…保存について、(Schellenbergの『記録』定義と、『アーカイヴズ』定義とでは)4つの大きな違いがある。記録は保存されるだけだが、アーカイヴズは永久に保存される。記録は暗黙裡に保存価値を判断されるが、アーカイヴズははっきりと『価値があると判断され』る。記録は証拠と情報のために残されるが、アーカイヴズは参照や調査研究のために残される。記録は作成者によって保管されるが、アーカイヴズはアーカイヴズ機関によって保存される」。「これらの相違点はすべて、アーキヴィストを定義するのに、行政的目的で使用された文書を主として学術使用のために選別するプロフェッショナルとして位置付けようというSchellenbergの努力を反映している」。Livelton, *ibid.*, 67. ところで、記録作成者以外の価値観点からアーカイヴズを定義しようとするSchellenbergの試みを、Jenkinsonが面白いたとえを用いて批判しているので紹介しておく。ただし、これは、初出誌から、筆者の参照した“Selected Writings”に再録される際になぜか削除された部分にあり、筆者は間接的に、つまりLiveltonが引用紹介しているものに拠ったことを断っておく。「…しかしながら、あるものが、意図されざる目的に使われることは——たとえば帽子がウサギを出すのに使われるということは、その本質の一部ではないし、また、その取り扱いについて当然影響もしようが、定義上の要素とすべきではないと申し上げたい」。つまり、帽子はあくまでも頭に被るのが本来のあり方であって、手品師がそれからウサギを取り出すのに使うからといって、それを帽子の本質とすることはできないし、同様に、アーカイヴズ資料が歴史研究に使われるからといって、それがアーカイヴズを規定する本質とはいえない、とJenkinsonはいいたかったわけだ。Livelton, 72.

- (49) 同学会のホームページ(URL: <http://www-soc.nii.ac.jp/rmsj/qanda/qanda.html>)より引用。

神奈川県立公文書館の石原一則氏も、国際公文書館会議(ICA)、アメリカ・アーキビスト協会(SAA)、及び国際記録管理協会(IRMC)のそれぞれの「記録」定義を比較し、細かい相違はあるものの、「組織が作成し、収受し、そして保管するという基本的な事項は共通している」と述べている。石原一則「欧米における記録管理」、安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』(北海道大学図書刊行会、1996年)、449頁。

- (50) Liveltonは「情報」から説き起こす。まず、「与えられたintelligence」が情報である。それが記録化されて文書となり(記録化されない情報は文書ではない)、「業務遂行過程で作成または収受され、保存されて」こんどは「記録」と呼ばれる情報の(そして文書)の、ひとつの種類となる。Livelton, *ibid.*, 82-83.
- (51) 古代近東における「アーカイヴズと図書館」について著したスエーデンのOlof Pedersénは、アーカイヴズと図書館の区別を、滑稽とも思えるルールを設定することで行った。すなわち、現代において、印刷本を置いているのが図書館であり、一点ものの文書を収蔵しているのがアーカイヴズである、という(じつに不正確な)規定をし、そこからさかのぼって、遺跡の粘土板の内容を、文書と文学的テキストに分け、前者の数が勝る場所をアーカイヴズとし、後者の多い場所を図書館とした。両者の数がほぼ等しいところでは、「図書館及びアーカイヴズ」、または「アーカイヴズ及び図書館」と称する、という愚にもつかない概念規定を行ったのである。Olof Pedersén, *Archives and Libraries in the Ancient Near East* (Bethesda, Maryland, CDL Press, 1998), 3. さらに時代錯誤を極めるのが、古代のアーカイヴズについて、ここ半世紀ほどの間に現れたシェレンバーグ的再定義(それ自体論争的になっている)を適用し、「歴史的価値のために(他から)分離して保管された記録のコレクション、あるいは保管所」と規定しようとしたKlaas R. Veenhofであろう。Maria Brosius, “Ancient Archives and Concepts of Record-Keeping,” in Maria Brosius, ed., *Ancient Archives*

- and *Archival Traditions : Concepts of Record Keeping in the Ancient World* (Oxford, New York, Oxford University Press, 2003), 6-7.
- (52) だからこそ、アーカイヴズ界において「記録のライフサイクル」が強調され、また、「出処の原則」が重要な原則のひとつとなっているのである。
- (53) 先に引用した記録管理学会のホームページには、その点が明確に述べられている。「日本では『記録』と『文書』とが厳密に使い分けられていないため、記録管理と文書管理はほぼ同義語として使われています。一方、欧米では『記録』(Records)と『文書』(Document)は厳密に区別されていますので、『記録管理』(Records Management)と『文書管理』(Document Management)とは別のものです」。
- (54) 前掲、記録管理学会ホームページ。
- (55) 評価選別の概念も大きく変わる。何しろ、書庫の物理的な容量は、デジタルデータの場合、問題にならなくなるので、減量のためのみに行う選別廃棄であれば、それは不要になるのである。
- (56) もちろん、公文書と私文書という分け方にもあいまいさが残る。ここでは、組織外の文書、という意味で使用する。
- (57) Schellenberg, *ibid.*, 14.
- (58) T. R. Schellenberg, *The Management of Archives* : (New York: Columbia University Press, 1965; reprint, Washington D. C., the National Archives and Records Administration, n.d.), xxxvi (page citation is to the reprint edition).
- (59) 「文書館(もんじょかん)」についての普遍的理念の存在を筆者は残念ながら知らないが、広島県立文書館の西向宏介氏が、地方公共団体の文書館について、ひとつの「基本理念」を提出している。それによれば、「すなわち、地方自治体文書館は、歴史的文化的記録遺産としての文書・記録類である行政文書及び古文書などの地域史料について適切に保存・整理し、広く利用に供するための措置をとる公的施設」と位置付けられている。西向宏介「地方自治体文書館の基本理念と『公文書館論』——地域史料(古文書等)の位置付けを中心に——」『広島県立文書館紀要』第7号(2003年3月)、80頁。同論考は、元久喜市公文書館の堀内謙一氏、元和歌山県文書館の龍野直樹氏、および筆者(=富永)のそれを含またいわゆる「最近の『公文書館論』」を祖上にのせ、批判的考察を加えている。史料保存運動からの流れを汲む「地域文書館論」の立場もセンチメントもよく代表した論文だと筆者は評価する。読者諸賢にはぜひ参照されたい。
- (60) Tschan, *ibid.*, see footnote 2.
- (61) 英語のことわざ “Beauty is in the eye of the beholder” (美はそれを見るものの目の中にあり)をもじれば、“Historical value is in the mind of the narrator” (歴史的価値は語り手の心の中にある)となろう。
- (62) 註(48)参照。